

## 国民健康保険 療養費の支給申請に必要なもの

	医科・歯科・調剤(薬剤)の場合	補装具(コルセット等)の場合
1	「診療報酬明細書(レセプト)」の写し	補装具の作成を指示した医師の証明書 や作成指示書等
2	領収書(原本:コピー不可)	領収書及び補装具の明細書 (原本:コピー不可)
3	国民健康保険被保険者証(保険証)	
4	世帯主の療養費振込先金融機関口座がわかるもの(預金通帳等)	
5	国民健康保険療養費支給申請書	
6	他の医療助成制度の医療証(マル障・マル乳・マル子等 持っている方のみ)	

## 療養費のお振込み(支給)について

申請書と添付資料は審査機関に送られ、その審査を受けた後に支給決定します。そのため、申請から支給までは3ヶ月程度の期間を要しますのでご了承ください。(審査の結果、不支給になる場合もあります。)

支給決定通知書は振込み日当日頃に到着するようにお送りします。

※療養費の支給について、医療機関等に診療を受けた日の翌日から、2年を過ぎると時効により申請できなくなるので、ご注意ください。

## 問い合わせ先

立川市福祉保健部保険年金課医療給付係

〒190-8666

東京都立川市泉町1-156-9

電話 042-523-2111 内線1399 1400